

条 例

広島市条例第45号

平成27年9月30日

広島市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の2」に改める。

第2条第2号ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

(4) 特定個人情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、同項に規定する個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第3条第3項中「法人等」を「法人その他の団体（以下「法人等」という。）」に改める。

第8条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の右に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の2 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第9条第2項及び第11条第1号中「法定代理人」の右に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第28条第1項第2号中「第8条第1項」の右に「又は第8条の2」を加える。

第2条 広島市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第8条の2」を「第8条の3」に改める。

第2条第4号中「を含む」の右に「。第28条第2項第1号において同じ」を加える。

第4条第1項中「この条及び第40条において」を削る。

第2章中第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の場合において、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

第20条第1項中「係る保有個人情報」の右に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第22条第1項中「第28条第1項」の右に「及び第2項」を加える。

第28条第1項中「関する保有個人情報」の右に「（保有特定個人情報を除く。）」を加え、同項第2号中「又は第8条の2」を削り、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、開示を受けた自己に関する保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第29条第1項第1号及び第2号中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第3条 広島市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第8条の3」を「第8条の4」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第1項中「保有特定個人情報」の右に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第2章中第8条の3を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を当該実施機関の内部で利用してはならない。

第16条第1項及び第26条第1項中「保有個人情報」の右に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第27条中「提供先」の右に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第28条第2項中「関する保有特定個人情報」の右に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同項第2号中「第8条の3」を「第8条の4」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、この条例の施行により第1条の規定による改正後の広島市個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3号に規定する保有個人情報に該当することとなるものに係る新条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「次」とあるのは「広島市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第45号）の施行後遅滞なく、次」とする。

広島市条例第46号

平成27年9月30日

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第1条 職員の再任用に関する条例（平成14年広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

広島市条例第47号

平成27年9月30日

広島市防災まちづくり基金条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市防災まちづくり基金条例

（設置の目的）

第1条 市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図るための事業（以下「事業」という。）を円滑かつ効率的に行うため、広島市防災まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、その都度予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（処分）

第4条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任規定）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第48号

平成27年9月30日

広島市原爆ドーム保存事業基金条例及び広島平和記念資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市原爆ドーム保存事業基金条例及び広島平和記念資料館条例の一部を改正する条例

（広島市原爆ドーム保存事業基金条例の一部改正）

第1条 広島市原爆ドーム保存事業基金条例（平成2年広島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市原爆ドーム保存事業等基金条例

第1条中「保存する事業」の右に「、その他の被爆建物を保

存する事業その他被爆の実相を伝える事業」を加え、「広島市原爆ドーム保存事業基金」を「広島市原爆ドーム保存事業等基金」に改める。

(広島平和記念資料館条例の一部改正)

第2条 広島平和記念資料館条例(平成6年広島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 

円 30
---------

 を 

円 100
----------

 に、「50」を「2

00」に、「40」を「160」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の広島平和記念資料館の資料の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

**広島市条例第49号**

平成27年9月30日

広島市証明等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島市証明等手数料条例の一部を改正する条例**

第1条 広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12号から第14号まで、第16号」を「第13号から第16号まで」に改め、「第11号」の右に「及び第12号」を加え、同条第9号及び第10号中「住民票」の右に「若しくは消除された住民票」を、「戸籍の附票」の右に「若しくは消除された戸籍の附票」を加え、同条中第15号を削り、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 通知カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の再交付(住民票に記載されている個人番号の記載の修正等のため通知カードを返納した場合又は通知カードの追記欄の余白がなくなつた場合における再交付を除く。)

第2条第34号中「第14号」を「第15号」に改める。

第3条第3号中「前条第11号」の右に「及び第12号」を、「住民基本台帳カード」の右に「又は通知カード」を加える。

第2条 広島市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第12号」を削り、「500円」の右に「、第12号に掲げる事務にあつては800円」を加え、第11号を削り、同条第12号中「個人番号」を「住民票コード若しくは個人番号」に、「のため通知カード」を「のため通知カード若しくは個人番号カード(同法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)」に、「通知カードの」を「通

知カード若しくは個人番号カードの」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 個人番号カードの再交付(住民票に記載されている住民票コード若しくは個人番号の記載の修正等のため個人番号カードを返納した場合又は個人番号カードの追記欄の余白がなくなつた場合における再交付を除く。)

第3条第1号中「及び第3号」を「、第3号及び第9号」に、「同条第7号」を「同条第7号及び第10号」に、「若しくは抄本」を「、抄本若しくは写し」に改め、同条第3号中「交付又は」を削り、「住民基本台帳カード又は通知カード」を「通知カード又は個人番号カード」に改め、同条第7号ただし書を削る。

第7条中「申請の際」の右に「(第2条第12号の再交付にあつては、申請の際又は交付の際)」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1条中広島市証明等手数料条例第2条第9号及び第10号の改正規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。
- 2 第2条による改正後の広島市証明等手数料条例第3条の規定は、平成28年1月1日以後に請求のあった証明等に係る手数料について適用し、同日前に請求のあった証明等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により請求のあった証明等に係る手数料についての前項の規定の適用については、その郵便物又は同条第3項に規定する信書便物(以下この項において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその請求があつたものとみなす。

**広島市条例第50号**

平成27年9月30日

広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

広島市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年広島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第30条の7第4項又は第6項」を「第30条の10第1項又は第30条の12第1項」に、「都道府県知事(同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、当該指定情報処理機

関)」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

**規 則**

**広島市規則第63号**

平成27年9月11日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則**

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第43号）中別表第3に南観音南アパート附設駐車場の項を加える改正規定の施行期日は、平成27年10月1日とする。

**広島市規則第64号**

平成27年9月30日

広島市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則**

広島市個人情報保護条例施行規則（平成28年広島市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 当該本人に代わって請求をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が定める者である場合にあっては当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他市長が認める書類、当該本人の委任による代理人である場合にあっては当該請求を当該代理人に委任することを証する書面（当該本人の押印があるものに限る。）及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

**附 則**

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 広島市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第45号）の施行の際現に実施機関が保有している法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、同条例の施行により同条例第1条の規定による改正後の広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）第2条第3号に規定する保有

個人情報に該当することとなるものに係る広島市個人情報保護条例施行規則第2条第3項の規定の適用については、同項中「当該個人情報を取り扱う事務を開始し」とあるのは、「広島市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第45号）の施行後遅滞なく」とする。

**広島市規則第65号**

平成27年9月30日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則**

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年広島市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**広島市規則第66号**

平成27年9月30日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年広島市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附則第16項中「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
--	------

障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（次項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（次項の表において「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この表及び次項の表において「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（次項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（次項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（次項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89

附則第17項中「から当該補償」を「から当該年金たる補償」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.75
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表において「遺族基礎年金」という。）	0.80

遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

**附 則**

- この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 改正後の附則第16項及び第17項の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由の生じた休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた休業補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る年金たる補償については、なお従前の例による。

~~~~~  
**広島市規則第67号**

平成27年9月30日

広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

**広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則**

広島市証明等手数料条例施行規則（昭和32年広島市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第12号」を「第13号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

~~~~~  
**広島市規則第68号**

平成27年9月30日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

**広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則**

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和33年広島市規則第40号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当該補償」を「当該年金たる補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改

め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この表、次項の表及び附則第8項の表において「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び附則第8項の表において「障害基礎年金」という。)	0.73
傷病補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
障害補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)
遺族補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。附則第6項の表及び第7項第2号において「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80

遺族補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
--	-----------------	------

附則第5項中「当該補償」を「当該年金たる補償」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び附則第8項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
傷病補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
障害補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)

	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）					
遺族補償年金 （条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	遺族厚生年金等	0.84					
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88					
遺族補償年金 （条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等	0.89					
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92					
<p>附則第6項中「当該補償」を「当該年金たる補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。</p>							
傷病補償年金 （条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び附則第9項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75					
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び附則第9項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75					
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び附則第9項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89					
傷病補償年金 （条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）					
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）					
	旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）					
遺族補償年金 （条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80					
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80					
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90					
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）					
	旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）					
障害補償年金 （条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	旧船員保険法による障害年金	0.74					
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74					
	旧国民年金法による障害年金	0.89					
障害補償年金 （条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82）					
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82）					
	旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92）					

遺族補償年金 (条例第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第7項中「当該補償」を「当該年金たる補償」に改め、「当該各号に掲げる」の右に「法律による」を加える。

附則第8項を次のように改める。

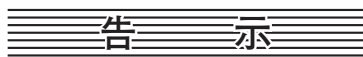
8 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由についての表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、条例の規定(附則第6条を除く。)による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

附則第9項中「が条例の規定(附則第6条を除く。)による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

**附 則**

- この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 改正後の附則第4項から第6項まで及び第8項の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。



**広島市告示第456号**

平成27年9月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項の確認をしましたので、同法第53条第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類
広島中央保健生活協同組合	ひまわり保育園	西区福島町一丁目22番6号	小規模型事業 所内保育事業
一般社団法人もみのき会	卸センター・もみのき保育園	西区商工センター二丁目12番11号	保育所型事業 所内保育事業

確認年月日 平成27年9月1日

**広島市告示第457号**

平成27年9月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年9月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団仁鷹会	ヘルパーステーション陽だまり	広島市中区国泰寺町二丁目4番18号	訪問介護
医療法人社団仁鷹会	ヘルパーステーション陽だまり	広島市中区国泰寺町二丁目4番18号	介護予防訪問介護
株式会社曙光	ヘルパーステーションこうこう	広島市東区山根町30番13号	訪問介護
株式会社曙光	ヘルパーステーションこうこう	広島市東区山根町30番13号	介護予防訪問介護
有限会社誠友	訪問介護事業所こもれびの家	広島市安佐北区可部七丁目15番43号	訪問介護
有限会社誠友	訪問介護事業所こもれびの家	広島市安佐北区可部七丁目15番43号	介護予防訪問介護
株式会社みのり	訪問看護リハビリステーションみのり	広島市東区矢賀新町四丁目4番16-302号	訪問看護及び介護 予防訪問看護
有限会社百樹	訪問看護ステーションなだの郷	広島市南区青崎二丁目10番26号	訪問看護及び介護 予防訪問看護
K'sコーポレーション合同会社	華(はな)訪問看護リハビリステーション	広島市西区三篠町二丁目3番19-203号	訪問看護及び介護 予防訪問看護
株式会社曙光	デイサービスこうこう	広島市東区山根町30番13号	通所介護



株式会社曙光	デイサービス こうこう	広島市東区山 根町30番1 3号	介護予防通所介護
株式会社エネ ルギア介護サ ービス	デイサービス センター「エ ネルギアケア 丹那」	広島市南区丹 那町64番1 号	通所介護
医療法人社団 あえば会	はしもと内科	広島市中区吉 島東一丁目2 7番20号	短期入所療養介護

広島市告示第458号

平成27年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年9月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社F&M	ビーマイセル フ福祉センタ ー	広島市南区京 橋町7番16 号WINDピ ル2F	居宅介護支援
医療法人サカ もみの木会	サカ緑井病院 居宅介護支援 事業所	広島市安佐南 区緑井六丁目 35番10号 PRES七軒 茶屋103号 室	居宅介護支援
有限会社誠友	居宅介護支援 事業所こもれ びの家	広島市安佐北 区可部七丁目 15番43号	居宅介護支援
医療法人崇光 会	やまむら居宅 介護支援セン ター	広島市佐伯区 利松二丁目1 1番6号	居宅介護支援

広島市告示第459号

平成27年9月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
アイワ薬局 井口鈴 峰	広島市西区井口三丁目 10-20	平成27年8月1日 平成33年7月31日

槇坪病院	広島市東区光町一丁目 14-2	平成27年8月1日 平成33年7月31日
平岩内科	広島市西区庚午中一丁 目6-21	平成27年8月17日 平成33年8月16日
ますだ小児科	広島市東区東蟹屋町1 0番21号	平成27年8月1日 平成33年7月31日
耳鼻咽喉科セラクリ ニック	広島市安芸区船越南三 丁目27-23	平成27年8月1日 平成33年7月31日
医療法人社団 誠友 会セントラルクリ ニック	広島市佐伯区五日市駅 前三丁目5-16	平成27年8月1日 平成33年7月31日
あかね薬局	広島市西区草津南二丁 目6-7	平成27年8月1日 平成33年7月31日

広島市告示第460号

平成27年9月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
医療法人宝歯会 広島祇園スマイル歯 科小児歯科医院	広島市安佐南区祇園三 丁目2-1	平成27年7月23日

広島市告示第461号

平成27年9月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
医療法人宝歯会 広島祇園スマイル歯 科小児歯科医院	広島市安佐南区祇園三 丁目2-1	平成27年7月24日 平成33年7月23日

広島市告示第462号

平成27年9月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定し

す。

広島市長 松井一實  
記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
こころの健康クリニック可部	0223824	広島市安佐北区可部四丁目6-2	平成27年8月1日から平成33年7月31日まで
林クリニック	0212439	広島市中区舟入南一丁目10-13	平成27年9月1日から平成33年8月31日まで
コスモス薬局白島南店	0147969	広島市中区西白島町16-21 1階	平成27年9月1日から平成33年8月31日まで
出汐ひよこ薬局	0147951	広島市南区出汐一丁目4-8 平成ビル102号	平成27年9月1日から平成33年8月31日まで
訪問看護ステーション菜の花	0290343	広島市安佐北区可部五丁目4番19-3号	平成27年9月1日から平成33年8月31日まで

広島市告示第463号

平成27年9月1日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり。
- 変更期間  
平成27年9月1日から平成28年3月31日まで
- 変更理由  
浴槽・風呂釜設置

(別紙)

【変更後の家賃額】

住宅種別	住宅名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃(家賃調整額)	政令月収					単位：円		
							0	104,001	123,001	139,001	158,001		186,001	214,001
コミュニティ	震住宅A-3住宅	707号	高耐	昭和54年	0.8952	56,100 (63,600)	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000	55,100
コミュニティ	震住宅B-1住宅	106号	中耐	昭和55年	0.8952	37,200 (41,100)	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	37,200	37,200

\*収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—